

千葉家庭裁判所委員会 議事概要

1 日 時

平成17年11月22日（火）14：00～16：00

2 場 所 千葉家庭裁判所大会議室

3 出席者

（委員）稲田龍樹，今泉由弘，遠藤雅敏，神垣清水，久保形法子，中原美恵，
岩網敏雄，羽間京子，日野忠和，山田由紀子（敬称略）

（説明者）高橋彩，村上敬，江上宗晴，松本秀敏，荒木直彦，稲垣治，阿蘇
谷頭子

4 テーマ

千葉家庭裁判所における少年事件の保護的措置について

5 議事

(1) 千葉家庭裁判所長あいさつ

委員会開催に当たり，稲田龍樹千葉家庭裁判所長からあいさつがされた。

(2) 交代委員の紹介

前回委員会から本委員会までの間に交代があった委員について，小磯治総務課長から紹介された。

(3) 法の日週間記念行事の報告

法の日週間記念行事について報道された概要について，小磯治総務課長から紹介された。

(4) テーマ「千葉家庭裁判所における少年事件の保護的措置について」について

ア 千葉家庭裁判所における少年事件の統計概況について，松本秀敏少年首席書記官から説明があった。

イ 千葉家庭裁判所における保護的措置の概要について，荒木直彦少年次席家庭裁判所調査官から説明があった。

ウ 協議1 (■委員長, ●委員, ▲説明者)

●委員

従来のオーソドックスな試験観察はどのようなものであり、それと比較して今の千葉の三つの柱はこれだけ画期的であると、これだけ少年非行対策に効果的だと、オーソドックスなものあるいは古典的なものと千葉とを比較して説明いただきたい。

▲説明者

試験観察は、事件のうち2割くらいの重いものを対象として、保護処分にするかどうかという点に焦点が当たっていた。そこでは、少年の生まれてからの生い立ちを縦軸とし、事件を起こしたということを横軸として、これらをクロスして個別的に対応してきた。その中で社会資源をどういう形で使っていくかということで、短期の補導委託などで老人ホームでの介護を体験させたりしていた。これはあくまでも裁判所が主体となってどういう保護処分の選択をどうするかという段階であり、裁判所のコントロール下での社会資源の活用である。一方、本日のテーマである保護的措置は、審判不開始、不処分で終わる7割の少年、つまり家庭裁判所に1回来たらそこで終わってしまう比較的軽い非行とも言えるが、今後本格的な非行を犯す予備軍でもあるその7割の子どもたちに、どういう形で家庭裁判所が関わり得るのかということであり、法の範囲内で何ができるかというところでNPO法人の活用を考えている。ではそれがどういう位置付けかということ、ボランティアであり、家庭裁判所のコントロール下にはない。それに参加しなければ処分を重くするというのではなく、自分のしたことは、言わば社会に落書きをしたわけだから、自分がした落書きは自分で消す、いわば後始末の一環としての選択肢の中にボランティア活動があるということである。これに参加しないのであれば、自分で見つけてきて参加したり、やったことについてのレポートを書いてもらうということもある。

●委員

更正保護業務 B B S の参加と新たな保護的措置としての N P O 参加とはどう違うのか。

■委員長

B B S は、まさに保護処分の体系の中で活用し、保護観察中の人たちをどうサポートするかという問題である。では、試験観察とどう違うのかということだが、試験観察は保護処分に付すべきかを見定めるという側面がある。それに対して保護的措置の対象とする少年の事件は、審判不開始あるいは不処分で終わる。しかし、その少年が家庭裁判所に係属したことをチャンスと考えて、少年の自発的な立ち直りを何か工夫できないかという問題である。もう一つは少年の環境である家族、親たちに対して、自発的な作用を期待する措置である。その意味では保護観察中に B B S の活動あるいは保護観察制度という裁判所の保護の中のサポートの仕方に比べると、保護的措置はおおよそ裁判所の中の手続の初歩段階で何らかの社会資源との連携による子どもたちへのサポートということになる。

●委員

このような新たなことを、なぜこれまでは行ってこなかったのか、どのようなことが切っ掛けでこのような試みが行われるようになったのか、このような試みは全国的に千葉家庭裁判所が先行しているのか、それとも他の裁判所でも行っているのか、やっているならそこの違いや特色はどういうところにあるか、ご説明願いたい。

▲説明者

少年の一般的な事件の手続を交えながら話をしたい。家庭裁判所ではご承知のとおり殺人などの重大事件のほかに、万引きなどの軽微な事件を扱っている。重大な事件に関しては4年前に少年法の改正がなされ、厳正に対処していくべきだという流れがある程度定着してきたかと思うが、このような事件

に関しては社会の関心が非常に高く、どんな処遇がされているのか注目されている。これに対して、日ごろあまり注目されることの少ない比較的軽微な事件が、本日のテーマになっている保護的措置の対象である。従来、このような事件は審判不開始ないし不処分という決定で事件が終局する。審判不開始・不処分とはどういうことかということを改めて説明すると、例えば保護観察決定や少年院送致決定をされた少年たちは、裁判所で事件が終局した後にも保護観察所あるいは少年院に教育や指導が引き継がれ、家庭裁判所の中で事件が終わっても、少年に対する手当てが続くことになる。他方、審判不開始・不処分については、審判不開始は調査官と会うだけ、不処分については裁判官と審判をして、そこで事件が終わり、家庭裁判所からどこかに引き継ぐことはないので、家庭裁判所で事件が終われば、少年は何の手当ても受けないということになる。そのような状況を外部から見ると、家庭裁判所は調査官と会っただけで終わらせているのか、裁判官と会っただけでそれで終わってしまうのか、何をしているんだろうと思われてしまい、このような軽微な事件をやった少年がまた事件を繰り返して再非行してしまうと、家庭裁判所のやっていた内容はどういうことだったんだという議論がでてくる。そういった議論の中で、家庭裁判所ではこのような軽微な事件についてどのような措置をしているのか、もう少し可視化していこうということで、このような動きが出てきた。単に調査官が話をするという以上に何らかの具体的なプログラムを組んで「体験型」として、もう少し手当てを厚くしていこうという趣旨もある。裁判官から見た保護的措置は、調査官の調査を受けて裁判官が事件の最終処分を決定するまでの間に行われるもので、裁判官の処分が終わった後に行われるものではない。つまり調査官が調査をしている段階で、裁判官と相談した上で、それぞれの少年に適した体験型の保護的措置プログラムを組んでいこうというものである。裁判官としては従来の「説諭型」の保護的措置であっても、少年の反応を調査官から報告を受け、それを確認し

た上で不処分・審判不開始の決定をしてきたが、体験型のプログラムを用いることによって、少年が再非行をしないための体験がより目に見える形で記録化されているので、裁判官としてもこのような保護的措置がなされたということを実感して、その上で審判不開始・不処分の決定をすることになる。

▲説明者

これまでは、およそ司法機関が自己完結的に行ってきたことだが、これを可能な限り社会に開いていこうというのが、1つのコンセプトである。すなわちブラックボックス化していたものをどのようにして社会に見えるようにしていくかということであり、結果として社会にも開かれていくということが大切である。少年法が改正になって保護者に対する措置が明文化されたことから、保護者会などを中心に各地で行われ始めている。千葉家庭裁判所では、保護的措置のグランドデザイン化をしながら、どういう形の子どもたちにもこういうものがふさわしいのかを検討しながら行っているのであり、様々なメニューを多角的に取り揃えておいて少年・保護者に提供していく、この全体の地図を作り始めているという点で千葉家庭裁判所が先駆的である。様々な保護的措置が全国的に工夫されてきているが、本来は個別処遇が原則であって、個別処遇が必要なケースもあり、それを否定するものではない。

エ 千葉家庭裁判所における保護者会の概要について、家庭裁判所調査官から説明があった。

オ 千葉家庭裁判所における多数共犯者に対する集中処理の概要について、家庭裁判所調査官から説明があった。

ウ 協議2

●委員

清掃のボランティアについて、具体的にはどのように勧めて、どのようにして参加するのかなどを任意性との関係でご説明いただきたい。また、グループワークは素晴らしい試みだと思うが、あまりよく理解できないところがあ

る。今まではどちらかというところ「共犯少年同士は付き合わないようにね。」と家庭裁判所は言ってきたと思う。今回のようにグループワークの中で皆が反省したということが分かったということは、とても素晴らしいことで大賛成だが、その後少年たちの関係については、どう助言しているのかお尋ねしたい。

▲説明者

皆が反省したこと、皆がここで感じたこと、これを大事にしていこう、と話している。中には、「自分はここの連中と関係を切っています。」とはっきり言う子もいる。そういう子には「それだけの勇気があることはすごいよ。」と励ますが、「自分とコイツは仲良しで、他の人からはこう見えるかも知れないけれども、自分はこう付き合っています。」という子には「じゃ、君たちは、ここで一緒に体験したことを無駄にしないでキッチリ頑張っ
ね。」と話している。こちらがこうしなさいと枠にはめても、なかなかそのとおりに
はなっていない。であればグループで扱うという利点を生かして、その子たちの在り様に合わせて、言葉かけをすることが大切である。

▲説明者

その後の少年たちの関係についてだが、大人の論理から言えば、悪いことをしたグループは皆別れなさいということになり、「はい。分かりました。」と少年が言えばこれでお終いということになるが、子どもたちがこれで別れるかというところ
そうでもない。また地域に戻れば、巧いこと裁判所を騙したなど、その程度のものである。それであれば、むしろ悪いことをしないように歯止めをかけることが必要であるが、友達同士のいい面もあるので、そのいい面はいい面として、グループの中で出せるようにすればいいのではないかと考えている。

次に、ボランティアの勧め方だが、任意性が大前提となる。家庭裁判所としては、不処分・審判不開始になればそこで終わってしまう。しかし、原則に

立ち戻ってみれば、例えば万引きをしたのであれば、その店に行ってお金を払って店の人が許してくれればそれで終わるのかといえ、決してそういうものではない。そこで、犯罪（非行）というものは社会に対して迷惑をかけたものであり、迷惑をかけたものをどうやって自分で後始末をつけるか自分で真剣に考えなさいということになる。その中でレポートを出す子もいれば、反省文を出す子もいる。あるいは被害者に手紙を出す子もいる。そのようないくつかの選択肢の中で、社会に迷惑をかけたのだから社会にお返しをするということでボランティア活動がある。一番いいのは少年・保護者の方から自分でボランティア活動を選んで参加することだが、なかなかそこまではいかない。そこで例えばこういうものもあるとサンプルとして示して取り組ませるが、「出席するね。裁判所の方から連絡してあげるから。」というのではなく、パンフレットを渡して自分で記入をして連絡を取るようにさせている。

●委員

NPO側は、任意で来た少年に対して、氏名、住所あるいは犯した非行事実について、聞いたりあるいは知りうる機会というのは生じないのか。少年の秘密あるいはプライバシーの保持は、どのようになっているのか。

■委員長

家庭裁判所からは、一切教えていない。先方は家庭裁判所からの紹介ということで、すべて分かって全面的にただ受け入れるだけで、信頼関係でやっている。

▲説明者

裁判所はパンフレットなどを渡して、本人たちに手続をさせている。その際にNPO側に送る書類にはどのような非行があったのかを記載するところがある。また、事故などに備えてボランティア保険に入ることになっているので、その申込用紙には住所、氏名などを記載する。その限りでは、NPO側

がそのような情報を知り得ることになる。ただ、家庭裁判所では、司法修習生や中学生なども紹介しているので、いろいろと紹介する中に非行を犯した少年もいるということである。

●委員

家庭裁判所の分析では、学校、家庭、地域の連携などが必要であるとしているが、これまで紹介された千葉家庭裁判所の保護的措置の取組の柱の中には、学校が出てこないが、なぜか。

■委員長

まだ、保護的措置についての取組が始まったばかりであり、その取組に学校を拒んでいるわけではない。学校というのはひとつの体系があるので、どのように関わられるか、これからの検討となろう。

●委員

教師が今日ご紹介いただいたような手法で子どもたちに働きかけをすることがある。学校でも体験型の学習活動をするチャンスがかなりあり、同じような働きかけをしている。しかし、なぜか学校では、子供たちから教師の働きかけははねつけられてしまう。子どもの素直な面が出てくるところまでいかない場合が多い。もちろん生徒によっては、先程紹介されたような変化が窺える場合もあるが、そこまでは響かない、入らない生徒にどう関わるか戸惑う教師も少なくない。そうした子どもたちの中のほんの一握りの子どもたちが家庭裁判所に係わるようになる。家庭裁判所に係わるようになった子どもたちが、事柄が軽微なために響く経験をしないまま戻ってきてしまうと、また学校で同じことを繰り返してしまう。今のお話を伺っていて、子どもの認識の転換をどう図るかという仕掛けと、子ども自身が成長していくためのエンパワーメントをどう周りが応援するかという2点が重要だと感じている。もし、親たちがここに来て初めてそういう思いを味わえる、あるいは素直に思えるという経験をしているということ、もっと学校にも伝えていただけ

れば、学校で困ったり、行き詰まっている教員たちが、また方向性を見出しながら関わっていくことができるのではないかと思う。そういう意味では連携とか一緒にやっていくというところで、お互いに何か技術的なものが増えていくのがよいと思う。

▲説明者

学校は学校として、いろいろな取組をしながら、少年に対するサポート態勢を取っている。ここで気を付けなければいけないのは、すべて裁判所がコントロールすることがいいのかということである。学校は学校としていろいろな試みが行われているが、それぞれの機関が単体で行うだけでなく、それぞれが緩やかなネットワークの中でその役割を果たしていくということではないかと思う。

●委員

多数共犯者に対する集中処理は画期的だと思う。保護観察所は地区担当制であり、その地区を担当する保護司がその地区にいる保護観察中の少年などを担当するが、家庭裁判所では、どのような分担で、家庭裁判所調査官が担当するのか。

▲説明者

本来は個別が原則であるが、チームとして関わっていくという試みである。

●委員

少年に対するルール性の認識という点だが、法教育の理念を取り入れることが大切である。私もプログラム作成に関わっているが、これまでに示されている法教育プログラムはかなりレベルの高い子どもたちを念頭に置いたものになっている。しかし、非行傾向のある少年にも分かるような、もっと分かりやすいものになりたいと考えており、それが課題だと考えている。家庭裁判所でも、もし法教育プログラムを作成するのであれば、この点を考慮されてはいかかがか。

●委員

日弁連の法教育委員会に入っており、各地の中学生を含めた法教育教材作りが行われている。家庭裁判所の求めがあれば、資料提供などの協力もできる。

●委員

昨年の委員会でも、マスコミをもっと利用してくださいと話したが、保護者会は処分決定後に行われているものと思っていたところ、手続の中でこのような取組が行われ、再非行の可能性がないということで決定がされているということが分かったので、これについてはマスコミに取り上げるのは非常に難しい。ボランティア活動としての社会奉仕活動は、保護者、少年の顔は一切撮らないという中で、どのように報道するかという問題がある。ましてや、決定前の動きというのであれば、報道で紹介はできないと感じた。今の取組は非常によく分かる。これだけの労力をかけて大変なことをやっていることは分かるが、また学校に戻って同じようなことを繰り返したときにどうするかということも検討する必要があるだろう。これは家庭裁判所がやるべきことではないかも知れない。

■委員長

これらの取組はまだ始めたばかりであり、これを発表すること自体が誤解を招きやすい。家庭裁判所が、少年事件の手続の全体像をご理解いただくことをこれまで怠ってきたということもあり、いくら頑張っても部分的なところをオープンにしても全体像を正しくご理解いただくことは難しいようだ。

●委員

少年事件の問題は、考えれば考えるほど絶望的になってしまう部分があるが、大人社会のディフェンスの強さのようなものが基本的に落ちているのは否めない。子ども社会とのつながりの中で、大人社会のディフェンスが崩れている。今回紹介された取組を家庭裁判所がやらなければいけないのかどうかは議論もあるとしても、やっていることはいいことであり、余力があればもっと

とやってほしいと思っている。少年が何を考えているのかは、大人社会のディフェンスとしてきっちりと聞くということが必要だと思うが、今の社会はそれを回避している。できるだけ真正面からディフェンスとしてやるシステムが必要であり、今回の取組はその一つとして、非常に評価したいと思う。

●委員

私どもは物を作っているが、物を作る上では、安全、すなわち怪我がないようにとやっている。ボランティア活動中に怪我をするということもあるかも知れないが、家庭裁判所が勧めたからボランティア活動に参加したのにとこのようなことで問題が起こらないような対策を考えることが必要である。

▲説明者

ボランティア活動の参加はあくまでも任意でということやっており、NPOでは保険加入しているが、今言われたことは必ずどこかで突き当たる問題であると思うので、対策を考えていきたい。

(5) 次回のテーマについて

■委員長

次回のテーマだが、昨今の社会を見渡したところ、高齢者社会と成年後見制度ということで、家事事件に関連したテーマとしたいと考えている。